

寒河江市市民文化会館使用料

使用区分			午前	午後	夜間	全日	暖房料	冷房料			
			9時から 12時まで	13時から17 時まで	18時から 22時まで	9時から 22時まで	(30分当 たり)	(30分当 たり)			
ホール	入場料を徴収し ない場合	平 日	円 7,350	円 10,500	円 14,700	円 30,450	円 2,620	円 2,100			
		土・日・休日	9,450	14,700	17,850	39,900					
	300円未満の入場 料を徴収する場 合 (30%加算)	平 日	9,550	13,650	19,110	39,580					
		土・日・休日	12,280	19,110	23,200	51,870					
	300円以上500円 未満の入場料を 徴収する場合 (50%加算)	平 日	11,020	15,750	22,050	45,670					
		土・日・休日	14,170	22,050	26,770	59,850					
	500円以上の入場 料を徴収する場 合 (80%加算)	平 日	13,230	18,900	26,460	54,810					
		土・日・休日	17,010	26,460	32,130	71,820					
	舞台のみ使用す る場合	平 日	2,200	3,150	4,410	9,130			1,310	1,050	
		土・日・休日	2,830	4,410	5,350	11,970					
	ロビー	販売等営業行為のために使用 する場合		8,190	8,190	9,550			24,570	1,310	1,050
		その他の目的で使用する場合		6,300	6,300	7,350			18,900		
楽屋のみ使用			1日 420円(1室)								
浴室			1回当たり 520円								
付属設備及び備品類			1付属設備及び1備品につき別に定める額								
備考											
(1) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。											
(2) 「入場料を徴収する」とは、入場料の他、名称のいかんにかかわらず、入場者が入場するた めに会館の使用者に支払う対価(以下「みなし入場料」という。)があると認められる場合をいう。 また、入場料及びみなし入場料に格差があるときは、最高の額の入場料に相当する使用区分とす る。											
(3) ロビーの使用料は、ホールを使用しない場合の料金とする。											
(4) 楽屋をホールとともに使用するとき、楽屋の使用料は徴収しない。											
(5) ホール及びロビーにおける超過時間の使用料は、超過使用とする直前又は直後の許可された 各区分(以下「時間区分」という。)の使用料の1時間当たりの額に、その額の3割を加算した額 とし、1時間未満は1時間として計算する。ただし、暖房料及び冷房料は、この表に掲げる使用 料とする。											
(6) 時間区分において午前と午後又は午後と夜間を連続して使用する場合に限り、各区分にいた る時間の使用料は徴収しない。											
(7) 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。											